

一九七七年二月一〇日第三種郵便物認可

発行所〓社会通信社

発行人〓滝野 忠

e-mail: shakaisushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポル幢ケ谷九〇四 電話03)337714649 FAX(03)3339915367

振替〓〇〇一〇〇一九一五八四三二 労金〓中央労金本店No1154163

購読料〓月額700円 6ヵ月前納制

もくじ

山本次生が向坂式主を降伏してつづらひまじつ。向坂式主はらお殿殿の方式、この
降伏はさ降伏「武」のさ山本殿一式主です。
のな、四人の軸つす。同又調調式主、皆共章さ入、又黒黄黒さ入、半主相外番主の
降伏「自由」の方式を「つまじ」へ、つづら調つづら見たり、建調「つづら」つづら

■巻頭言

向坂先生、岩井さん、灰原さん

「社会通信」の三〇年(下)

滝野 忠……………2

鉄建公団裁判傍聴を……………5

―大法廷を満員にして下さい―

鉄建公団訴訟控訴審の位置づけと争点

加藤 晋介……………5

◇コミュニティ・ユニオン 全国交流集会inかつの◇

ユニオンルネッサンス〓みんなが主役の集会

黒崎 隆雄……………9

◇最近の労働情勢◇

朝日新聞記事からみる偽装請負の実態

武庫川ユニオン……………11

読者からのおたより……………14 編集部だより……………10

旬刊 社会通信

NO. 984

二〇〇六年一月二二日号

二〇〇六年一月二二日発行
(毎月一日・二一日・二二日三回発行)

向坂先生、岩井さん、灰原さん

「社会通信」の三〇年（下）

『通信』が一番誇りに思うことは、ジャーナリストとしての取材、活動をつうじ、歴史のダイナミズムを身をもって体験できたことです。さきに述べたように、国鉄「分割・民営化」で国労組合員一人ひとりが生き方を問われました。小選挙区制導入では国会議員が同じ体験をせまられました。そして、旧社会党员一人ひとりが己れの生き様を問われました。社会党は解党し意識ある社会党员は新社会党を立ち上げました。

今、問われているのは意識改革です。意識改革は口でいうほど簡単ではありません。これまでの習慣は血・肉にしみついており、改めるには容易ではないからです。

その間隙をぬって、小泉がばっこしました。保守と革新が逆転させられてしまいました。保守の側から「構造改革」が提起、それがマスコミの「改革」宣伝で世論とされてしまったからです。

現在、資本主義に内在する矛盾が格差拡大・二極化として資本主義体制の根本を揺さぶっています。これは大動乱の序曲にすぎません。「かれん誅求」の時代の始まりです。これから改憲問題、社会保障切り捨てと消費税率アップ、大量失業の嵐に国民一人ひとりが直面し、生き方を問われることとなります。世界の動きはすでに激動を告知しています。ブッシュが十一月選挙で大敗しました。ニカラグアでは左派のオルテガが勝利しました。どの国の選挙も接戦です。これは社会の矛盾が拡大しつつある証左です。かつて国労組合員、阪神大震災での神戸の人びとの経験が全国民に突きつけられるのです。

『通信』の三〇年は、総評・社会党ブロック、そしてその政治的表現たる「五十五年体制」崩壊の序曲、展開、終焉を見つづけた歲月でした。総評、社会党がなくなっただことは残念なことです。「死者」に思いを寄せるだけが生き方ではありません。

『通信』の而立の今年、久しぶりに楽しい出来事が起こりました。ブッシュ君が死に体となりました。世界大動乱の前兆です。

私は「自由」な生き方をしてきました。それを暖かく見守り、激励してくださいましたのが、四人の師です。向坂逸郎先生、岩井章さん、灰原茂雄さん、学生時代落第生の我われを親身に指導、包んでくださった山本順一先生です。

山本先生は向坂先生を紹介してくださいました。向坂先生からは勉強の仕方、とりわけ読書の方法を学びました。先生はセザンヌ、子規の句を好まれました。鷺宮の自宅玄関にはセザンヌの絵が掲げられておりました。子規の「鶏頭の 十四五本も ありにけり」をたいへんに好まれていました。いつか先生はこうおっしゃい笑われ ておりました。「玄関のセザンヌの絵は本物ですかという人がいるんだよ」と。自然同様、社会科学の古典も「書いてあるがままに読め」との訓えです。山本先生から向坂先生を紹介され、「向坂塾」で『共産党宣言』、『資本論』、『レーニンの諸論文等の

学習会で読書の仕方を教わりました。

『共産党宣言』は岩波文庫の一つ星で、百頁の「小さな」古典です。毎週一回、一年かけて読了するといった勉強会でした。まさにゼミです。『資本論』になると、地獄です。でも、とても新鮮で面白いのです。先生のお話が。先生の読書量、知識たるやものすごいもので、マルクスが『資本論』に縦横無尽に引用している諸文献をまるで今日の時代のように説きほぐしてくださいました。先生いわく、「ぼくは監獄時代が長かった。ふつうなら読まない本まで読んだ。聖書も」。

先生はこうもおっしゃっていました。「読書とは考えることだ」と。それまでの私の読書は乱読、そして自我流で自省し、考え、体系化といえば大げさですが、社会との関係でマルクス、エンゲルス、レーニンを読むなど思いもよらなかったからです。当時の私はいえ、「宇野理論」にひかれ、梯秀明さん、武谷光男さん、宇野弘蔵さんなどが展開される「三段階論」に興味を感じておりました。宇野理論はたいへん便利だったんです。「二段階論」は「型の理論」ですから、形式論的に相手をやつつけられる錯覚に陥るんですね。

宇野先生は三段階論とともに恐慌論を展開され、宇野さんの後継者と自他とともに認められていらした大内力氏は国家独占資本主義論を展開されました。向坂先生は全集にまとめれば何十巻もの諸論稿を書いていらつしやいます。向坂先生の著作をもっとも多く熱心に読んでいるのは、私どもの時代「向坂塾」塾頭だった和氣誠さん、遅ればせながら私と自負できます。向坂先生は恐慌論、国家独占資本主義についての論文は、私が目にしたかぎり多くありません。

恐慌がなぜ起きるか、商品の貨幣への転化、価値と使用価値の対立、資本主義生産の無政府性、それに独占資本主義段階では信用制度による投機が無政府性を加速し恐慌を必然とする。資本主義は融通無気で己れの体制が生き残るためにはどんな制度も拒まない。それが資本主義というものとお考えになつていらつしやいます。

「体制的合理化」という言葉が、私たちの青年時代に流行してしまいました。先生の文章にはこの言葉もほとんど使われておりません。資本の蓄積・集積・集中運動は第一次世界大戦とロシア革命で「合理化」運動、第二次世界大戦と世界社会主義体制成立で「生産性向上」運動、こんにちでは「リストラ」と総称されます。「体制的合理化」とは、社会主義と資本主義の二つの経済体制が激しく競争した時代、「社会主義に對抗し、資本主義が生き残る」ために、国をあげて対社会主義に抗した「合理化」との意味が大きかったと思われれます。体制的とは「対社会主義」であったのです。問題は「体制的合理化」をどのような意味で使われたかですけれど。

先生には勉強の仕方だけでなく政治ということについても教わりました。一九七一年四月だったと思います。先生が「滝野君、岩井章さんが国際労働運動研究所をつくる。君を紹介したい」とおつしやいました。当時の私はいえ、「岩井さん」といわれてもピンときません。労働運動、社会主義運動にも実践的にはほとんど無縁で、学生運動にもたまには参加するけれど、機動隊に追われ逃げまどい、火炎瓶に「アレ

はなんだ」とすつとんきようなことを言っていたノンポリ学生でしかなかったからです。私と同宿の友人は新宿米タン闘争に参加し、帰ってから毎日のようにウナされておりました。私はその当時も、天井を眺め、毎日のように学業をそっこのけに、本ばかり読んでいたというわけです。

そんな人間がいきなり生の労働運動、政治の場に放り投げられたのです。岩井さんとともに活動することが決まった時、向坂先生は「岩井さんの動向について連絡を」。頭の働きの鈍い小生、しばらくして分かりました。先生は岩井さんを信頼していらっしやるんだなと。

先生は、岩井さんを本当に信頼されていました。岩井さんも先生を信頼されていました。岩井さんが総評事務局長をおやめになり、「議員に」との声がありました。政治の世界に飛び込んだばかりの私には細かい事情はさっぱりわかりません。その時、岩井さんは先生に相談され、先生は「岩井さんには労働運動という大きな仕事がある」と答えられたということです。岩井さんと先生の信頼関係をもっともよく示す一齣です。

岩井さんからは実務について教わりました。私が岩井さんとご一緒したのは国際労働運動研究会時代。岩井さんの事務所は今大きなビルが建っている東京・八重洲の国労会館の一室にありました。総評事務局長を退任され国労本部に事務所を構えられたのです。

事務所には多くの方が訪れました。電話もひっきりなしです。岩井さん曰く、「滝野君、名前だけメモしておいてくれ」と。今の私なら、「だから電話」ですべて用件はわかります。当時の私は：「もつとしつかりしろ」との岩井さんからのお叱りだったのですね。岩井さんはすべての訪問者の用件をその場ですべて解決されていらっしやいました。そうなんですよ。間を置いちゃうと、一日はおろか一週間、一ヶ月も経つちまう。これじゃ、政治、実務にはなりません。

岩井さんの所には毎日、数十以上の印刷物・連絡、文書が送られていました。その場で開封、読み、「この文書おもしろいよ」と示されるのです。こうして、実務のなるとるかを教わりました。「通信」を三十年つづけられたのは向坂先生、岩井さんのおかげです。

灰原さんは特別でした。「通信」発刊当時、灰原さんは六十を優に超えていらっしやったと思います。「滝野さん、『通信』ふやさなくては」と地方にいらっしやるたびにもって歩いていただきましたし、単行本発行のたびに「私、売って歩きますからね」と、数十冊もみずからかつぎ、販売していただいた毎日でした。当時の灰原さんと同じ齢になり、そのエネルギーは…

こんな多くの先輩の努力の結果の三十年、そして来年迎える一千号です。私どもも全力つくします。さらなるご支援を！

(滝野 忠)

鉄建公団裁判傍聴を

―大法廷を満員にして下さい―

国労が十月十一日、鉄道運輸機構に新たな裁判をおこすことを決定した。内容は損害賠償請求のみで、先行する二つの裁判①東京高裁で十一月二〇日から控訴審が始まる鉄建公団裁判、②東京地裁で個別立証中の鉄道運輸機構裁判が求める地位確認、年金受給権回復は放り投げられてしまっている。国労は全員参加が基本とし「新たな訴訟原告団」をつくるという。これで国労関係原告団は三つとなる。国労が起こす裁判は質が低い。先行する裁判がますます注目される。

先行する二つの裁判の日程は左記のとおり。

一、鉄建公団訴訟 十一月二〇日(月)、午後二時～午後四時 東京高裁一〇一号室
二、鉄道運輸機構訴訟 十一月八日(水)、十二月二三日(水)。

時間はいずれも午後一時三〇分～午後五時。場所は東京地裁一〇三号法廷
鉄建公団裁判は百名余の大法廷、鉄道運輸機構裁判は約四時間の長丁場。原告団は傍聴席埋めると大きな声で訴えている。

鉄建公団訴訟控訴審の位置づけと争点

一、控訴後の経緯と控訴審の審理の開始

(1) 鉄建公団訴訟控訴審の第一回口頭弁論期日が一月二〇日午後二時から東京高裁一〇一号法廷で開かれ、第一審判決から一年二ヶ月を経て、いよいよ控訴審での戦端が開かれることとなる。

(2) 第一審判決に対し乙被告鉄道運輸機構は判決翌日である昨年九月一六日に、そして原告らは判決内容を十分検討した上九月二七日に控訴した。その後、控訴趣意書提出期限を二〇〇五年一月二六日と定められ、原告側は指定期日たる一月二六日に、被告鉄道運輸機構は若干遅れて二〇〇六年一月一三日に控訴理由書を提出した。既に、その控訴理由書によって、控訴審における「争点」は明らかとなっている。

(3) それにも拘わらず、第二回口頭弁論期日が本年一月二〇日まで延びたのは、訴訟救助をめぐっての攻防があったからに他ならない。即ち、原告らは、控訴審の担当部である東京高裁民事一七部(南敏文裁判長、以下南コートという)の姿勢を吟味するため、「訴訟救助」を申し立てていたが、この「訴訟救助」を認めるか否かの攻防が続いていたのである。

ア、一審で一部勝訴した原告らについては、第一審判決に基づいて仮執行した金員が一人当たり八八六万円あることから、「訴訟救助」は困難と考えられたが、全面的に請求を棄却された五名の者については、「訴訟救助」決定を得ることは可能であるとの見通しであった。ところが、東京高裁民事一七部は、訴訟救助の申立につき、一審で全面敗訴した五名についてまで申立を却下し、更には、一部勝訴の原告らについて

も、「控訴審での争点は法律問題に他ならず、事実調べ等はさほどの訴訟費用を要するとは考えられない」として、訴訟救助を却下した。

イ、これに対して、原告ら弁護団としては、①憲法違反を理由とする「特別抗告」と、②法令並びに判例違反を理由とする「許可抗告」の二つの抗告を最高裁に上げて争った。「特別抗告」であれば一ヶ月もあれば判断がなされるが、「許可抗告」については最高裁に検討させるか否か自体を当該判断をなした高等裁判所が「許可」することによって、初めて抗告審である最高裁に届くことになる。この許可抗告申立に対して東京高裁民事一七部は、他の全面敗訴した事件においても「訴訟救助」自体は広く認める実務の扱いの中で、許可抗告を最高裁に上げることが「許可」せざるを得なかった。

かくて、東京高裁が却下した「訴訟救助」をめぐる、本年四月以降七月まで「訴訟救助」を認めるか否かの攻防が続いたが、最終的に七月六日、いずれの抗告も最高裁は棄却し、原告らは訴訟救助を受けられないことが確定した。このため、原告らは、控訴審の訴訟費用（印紙代）納六〇〇〇万円を八月七日納付し、これを確認の上、口頭弁論期日の調整がなされ、一月二〇日の第一回口頭弁論期日が指定された。

二、控訴審の位置付けと目的

(1) 鉄建公団訴訟の控訴審は、国鉄闘争全体の命運を決する、いわば戦いの尖端部分に当たる。九・一五判決で国鉄闘争の解決へ向けた展望を一定切り拓く中で、更に控訴審において如何なる攻防を展開するかが、国鉄闘争全体を左右することになる。そしてまた、この控訴審は、ともに一〇四七名解雇を争う全動労訴訟や第二次訴訟（鉄道運輸機構訴訟）、動労千葉訴訟とも堅く連携しながら、敵の陣形を打ち破って行かなければならない位置にある。

(2) 既に出された被告鉄道運輸機構の控訴理由や、訴訟救助の攻防の中で明らかとなった東京高裁民事一七部の必ずしも労働側に好意的と言えない姿勢から見ると、我々は、きちんとした「戦略」の下に戦いを展開しなければならない。その戦略を考える上で重要なことは以下の点である。

ア、まず第一は、高裁民事一七部（南コート）の姿勢である。訴訟救助決定で、一審全面敗訴者五名に対しての訴訟救助を認めなかった点からも見られるように、南コートの姿勢は労働者側にとって決して好意的ではない。しかも、一審一部勝訴者に対する判断において、「既に一審で多数の証拠が出されており、控訴審では法律的な判断が中心で、証拠調べはさほどを要しない」とする認識を示していることに見られるように、控訴審での十分な立証を考えている節はなく、法律判断だけで容易に切り捨てる姿勢が垣間見え、この点については要注意と言うべきである。この様な姿勢から見ると、高裁において早急な判断を求めることは危険である。少なくとも、全動労訴訟や第二次訴訟（鉄道運輸機構訴訟）の証拠調べが既に開始されていることに鑑みれば、これらの事件で鉄建公団訴訟の九・一五判決と同様ないしこれを一步も二歩も上回る地裁判決を獲得することによって、高裁が容易に九・一五判決を覆せなくするこ

とが肝要と考えられる。その意味で、既に証拠調べの始まった全動労訴訟や第二次訴訟（鉄道運輸機構訴訟）との連携を図りながら、控訴審は進める必要がある。

イ、そして、戦略を立てる上で最も重要な、被告鉄道運輸機構側の控訴理由書への対応であるが、被告の控訴理由を検討すると、被告の姿勢は、一審の「逃げ切り」姿勢から一転して「著しく攻撃的姿勢」に転じていることが銘記されなくてはならない。

即ち、原審において被告は、再就職促進法の「三年の時限立法性」と、不法行為に關しての「三年の消滅時効」で逃げ切ろうとしていた。ところが控訴審において被告鉄道運輸機構は、

①原告らに關して残された資料から拾える処分歴を悉く提出し、「公正な評価をなしたとしても、原告らは地元JRに採用される余地はなかった」として、「不当労働行為の存在」自体を徹底的に争い、また、

②労働組合という「集団に対する不当労働行為」を労働委員会が認定する場合と異なり、「差別取扱い故のJR不採用」という「個人に対する不当労働行為」を認めるためには、個人が「差別されたが故にJRに不採用とされた」という不当労働行為（いじめ）とJR不採用という結果との間の因果関係の「個別立証」が必要であるとする論陣を張っている。即ち、不当労働行為は「そもそも存在しなかった」し、因果関係の「個別立証など出来ようはずもない」とする司法の構造の盲点を突いて、原告らの請求を悉く覆そうとする姿勢が明らかなのである。そして、このような攻撃的論理に加えて、

③もっと早い段階から旧国鉄や清算事業団の責任を問うことが可能であったとして、一審同様の「消滅時効」の主張と、また、

④九・一五判決の命じた「期待権侵害」としての五〇〇万円の慰謝料は高額に過ぎ、特に、第二志望であったJR東日本から採用通知を受けた者が賠償に値する法的被害がないとしたこととの関係で、第二志望さえ書かなかった者が五〇〇万円もの慰謝料を命じられることはバランスを失するなどという「バランス論」によって、慰謝料の減額を目論んでいる。

これらの中で、上記①から③が「主要な攻防点」として相手方から設定されたというべきである。

(3) また、控訴審での訴訟戦略と全体の闘争戦略を睨む上で、国労本部が方針決定した、時効である本年一月二二日までに提起するという後続訴訟の「時期」と「内容」が問題である。

ア、国労本部や弁護団は、「統一と団結」と「政治和解」を言いながら、その内容は決して我々の求める不当労働行為の存在を前提とした責任の明確化と「当事者の納得出来る」解決ではない。二〇〇三年一月二二日にJR不採用事件に関する最高裁判決で、「JRに対する責任が遮断」された後も、最高裁判決さえ示唆した不当労働行為の主体たる鉄建公団（現鉄道運輸機構）に対する訴訟を提起しようと思わず、更に九・一五判決を得た後も、その判決中で時効の期限とされた本年一月二二日の間近までにその訴訟提起を遅れさせた。後続訴訟の位置付けは、あくまで「消滅時効を

切る」という消極的なものでしかなく、「政治的和解を促進する」「国鉄改革の根幹に触れないことが肝要だ」等の国労執行部や弁護士団の諸発言にみられるように、その本心は組織温存のための「何が何でも早期解決」というものに他ならないのである。

イ、ここまで遅延した国労本部が提起すると言う訴訟が、先行する鉄建公団訴訟や第二次訴訟（鉄道運輸機構訴訟）、全動労訴訟に追いつけるはずもなく、その訴訟が提起されたとしても、それは先行する訴訟の後塵を拝するだけのことである。しかもその訴訟内容が「雇用関係確認」を有していないとすれば、「本音の要求」として、雇用や年金を和解条件として打ち出すことも困難となるおそれがある。

三、控訴審の闘いと解決への展望

(1) この国鉄闘争にとって、裁判闘争と大衆闘争は、車の両輪である。政治解決は、この「裁判闘争」と「大衆闘争」で、相手を追い込まなければ展望が開けるものではない。まさに裁判闘争で「国鉄改革の根幹に踏み込み」「敵の心胆を寒からしめ」、これに加えて、大衆闘争で敵に「解決やむなし」の判断に至らさなければ、我々の「納得のいく解決」など引き出しようもない。

(2) 控訴審で原告ら弁護士としては、今一度「雇用促進法の三年の期限立法性」に挑み、①三年の期限によって当然解雇の条文はなく、「形式的な根拠」がなかったこととともに、②そもそも採用の過程において不当労働行為が存在し、清算事業団に入れられるべきでない人達が清算事業団に入れられ、③更に、労働委員会が不当労働行為の存在を認め、JRへの採用を命ずる労働委員会命令があった下で、原告らを解雇することは法理論上も出来ないとする論理を切っ先鋭く研磨して突き出す必要がある。また、被告が提起した「不当労働行為不存在」論や「因果関係論」についても、被告の挙げる原告ら国労組合員に対する「処分歴」こそがまさに不当労働行為に他ならなかったことを明らかにし、更には、因果関係論については、誰が採用されるかについては国鉄改革法二三条でさえ、JR自身がこれを選別することが出来ず、国鉄自身に委ねるしかなかった点を、原告ら個別労働者に押しつける論理が本末転倒であること指摘し、押し込んでいく他ないものと考えている。

(3) いずれにせよ、控訴審での攻防は熾烈なものとならざるを得ない。九・一五判決は「緒戦」での「小さな勝利」に過ぎない。「小さな勝利」をあたかもいつまでも続くものであるかの如く錯覚し、これを前提に和解が出来るとか、この内容は当然のものであると考えて行動することなど、寸毫も許されるものではない。九・一五判決は、その存在を「在るもの」として最大限に有利に利用しなければならぬが、闘いを組む上では、九・一五判決はないものと思つて、必死の思いで闘わざるを得ないものである。勝負は「最終結果」こそが全てである。「中間結果」に慢心し、これに依拠しようとする者は、敗北を招く。こと裁判闘争に関する限り、もう一度初心に帰ろう。九・一五判決はないものと思つて、この裁判に全てを賭け、必死の思いで取り組もう。

〔「がんばれ闘争団とともにGO! News」(No.68 二〇〇六・一〇)

主任弁護士 加藤 晋介)

◇「ユニティ・ユニオン 全国交流集会inかづの」◇
ユニオンルネッサンスⅡみんなが主役の集会

全国ネットの事務局を引き受けてから早いもので四年になる。翌年から全国交流集会是「楽しい」ものから「重たい」ものになった。盆が開けると地区労の決算・大会準備の時期なのだが、それに全国ネットの準備が重なるようになり、集中できない「中途半端さ」がそうさせている。去年の福岡は一〇月下旬で楽だったが、今年は九月中旬の開催で、そこに遅れた訪韓報告集づくりもタイムリミット。毎夜のように会議が入り、その準備にも追われ、時間はなくなるばかり。いつも早めにかかったつもりが、結末は「間に合わせ」になってしまう。

むのたけじさんに「ガッツン」

さて、そんな全国交流集会も、全国の仲間たちと出会えば、楽しくなる。それは参加者共通の思いでもある。秋田での開催は九四年（秋田市）、九九年（大館市）に続く三回目。そして、今回の集会準備の中心・おおだてユニオンにとっても〇三年（全国ユニオン大会）を含め三回目の全国行事受け入れとなった。おおだてユニオンがある大館市は秋田県北東部の街で、人口は八万五千人ほど。そこに三〇〇人のユニオンがあるのだからすごい。大都市だけでなくユニオンが広がる希望の星だ。連合大館地協の事務局長をしてきた谷地田恒夫さん（現委員長）と木越陽子さん（現連合大館地協事務局長）という個性豊かな二人が醸し出す魅力がぶつかり合い、地域に大きな力を広げている。

集会の記念講演は、むのたけじさん。『たいまつ』とともに名前は聞いていたが、九一歳の老師は思いのほか小柄な人だった。大学祭での講演依頼で、「count down zero」の案内をもらったが、今の学生の情勢認識は何て鈍感なんだと怒り、「現在は戦争前夜どころではなく、すでに第三次大戦に突入している」と指摘したが、学生よりも鈍感な僕の頭はガツンとやられた。

夜の交流会では、地元の花輪囃子が披露され、兵庫のメンバーも踊り出していた。料理も盛りだくさんだったが、僕は「みずの実」（山菜・うわばみ草）が気に入ってテーブルにあった四小鉢とも食べさせてもらった。二次会ではおおだてのみなさんと歓談。しゃべり過ぎだったかな。

「部屋（い）」好評

二日目の分科会は、参加しやすいものにしたという木越さんの提案で一四の「部屋」が用意された。

「一人の声がかたちになる」（組織運営の部屋）、「ハートから耳への直球勝負」（相談活動の部屋）、「待遇の耐えられない軽さ」（公務パートの部屋）、「労災と公害は紙一重」（アスベストの部屋）、「ふと腕繁盛記」（在宅ホームヘルパーの部屋）、「公が潰れる」（入札と指定管理者制度の部屋）、「複雑な三角関係」（派遣労働の部屋）

などとかつてないネーミングだ。少人数でよかったと「部屋っこ」は好評だったようだ。

僕は、「おらほの町のユニオン」（地域ユニオンの部屋）に行った。地方で頑張っているユニオンの話が聞きたかったからだだが、しっかりメモした紙がいま行方不明。報告はまたの機会に。

今年の全国交流集会のスローガンは、「ユニオン ルネツサンス」。そして、「みんなが主役の集会」だった。企業別労働組合の希薄化、瓦解とも言える状況が広がっているが、二〇年前後を経過したユニオン運動も独り自由であるわけはなく、組織・運動の内外に「澱（オリ）」も溜まっている。原点の気持ちに立ち返ること、そして新たな挑戦、どんな夢を描いていくのかが求められている。それが「ユニオン ルネツサンス」に表現され、全国交流集会の主役は一人ひとりの「みんな」であり、ユニオン運動の主役も「みんな」であるのだ、と。

紅葉には少し早い秋田だったが、yuze 集会はおおだての暖か色と秋田のユニオン素朴色で演出され、今年もたくさんの「元気」を土産に持ち帰る集まりとなった。みなさん、ありがとう。

ついでに文化も

集会後、花岡事件のフィールドワークも予定されていたが、兵庫は県ネットの独自交流会へ出発。神戸車は、前日に決めた小坂へ。レトロの鉱山事務所と芝居小屋「康楽館」。鉱山事務所は、長兄が以前岩手の釜石鉱山長をしており、釜石鉱山を訪ねたことがあるが、昔の鉱山と町の様子を説明してくれたボランティアガイドの話は興味深かった。そして、康楽館は、八月に訪ねた熊本県山鹿市の八千代座に続く芝居小屋見学となり、当日大衆演劇も上演されていて、少しだけ見れたのもよかった。

宿は奥入瀬。十和田湖・奥入瀬で自由行動にしようということだったが、岡本太郎の作品を見れるからでもあった。古牧温泉にある岡本太郎記念公園は少し遠くて諦めたが、グランドホテルで岡本太郎の遺作などを見ることができた。そして、八甲田のブナ林、酸ヶ湯温泉、ねぶたの里、棟方志功記念館、三内丸山遺跡と、天気にも助けられて大満足の秋田集会でした。

他方、日程が重なり参加できなかった長崎での全国地区労交流会は台風で散々だったようで、申し訳ありません。
(黒崎 隆雄)

◇ 編集部だより ◇

▽「朝日」の偽装請負の記事は示唆に富む。「人買い業」にいそしんだのが、日本経団連の前会長、現会長のトヨタ、キャノン、そして日本労働運動の中心組合JC企業であることだ。全国紙は教育・自治体労働者を労組攻撃の一環としてムチを当てつつける。

▽トヨタ、キャノン等にはどうか。じつに寛容である。JC組合も「当然のこと」と、反省の姿勢は少しもない。教組、自治労等の公務員組合は黙として語らない。

▽たいへんなのは民間企業と労働者だけか。労働実態を父兄、地域住民に語れ。そこから反撃の一步がはじまるのではないか。

◇最近の労働情勢◇

朝日新聞記事からみる偽装請負の実態

今夏、朝日新聞を中心に、偽装請負を告発するキャンペーンが続けられている。「働いても働いても貧しい」労働者の存在に、マスコミとしても黙過できないということであり、われわれもこの取材姿勢を評価するものである。朝日新聞記事を中心に、偽装請負の実態を追ってみた。

1、偽装請負とは

製造業が、中国をはじめとして、労働力の安価な国へ工場進出していたが、バブル崩壊以降、工場の国内回帰ということが始まっている。これを支えているのは、日本国内で、安価な労働力があるということが前提となっている。請負労働者、派遣労働者である。偽装請負は、企業が、人材会社から、実態は、労働者派遣であるのに、形式的に「業務請負」と偽って、使用者責任を免れようとする行為で、職業安定法違反の行為をさす。

製造企業は、なぜ、労働者派遣を避けるのか。派遣法改正で、製造業の労働者派遣が解禁されたが、制限期間（現在一年、来年から三年）を経過すると、派遣先企業に直接雇用を申し込む義務が発生する（労働者派遣法）。また、労働者派遣は、派遣先企業に使用者責任、安全配慮義務など一定の義務と責任を負わしている。派遣先企業は、これらを嫌って、業務請負と偽装し、労働者の指揮命令は、自社社員が行うという違法行為が蔓延してきた。

人材会社には、偽装請負はどのような利益があるのか。メーカーの業務請負は、ノウハウや技術力が必要とされる。単に人材会社として、技術の蓄積などは考慮しない会社は、指揮、命令は請負先に任せ、低廉な時給と一時金などもなく、社会保険もない、短期雇用労働者を人材と供給し、利益を上げるといふピンはね業がおいしいということである。

2、偽装請負労働者の労働と生活の実態

担い手は二〇〇代半ば。外国人労働者も多い。ボーナスや昇給はほとんどなく、給料は正社員の半分以下。社会保険の加入さえ徹底されず、契約が打ち切られれば、すぐさま失業の危機にさらされる。工場では、メーカー側の指揮命令のもと働くだけで、技術の習得や、研修、教育からはずされ、時給を上回る企業を探しては離職を繰り返し、手取りを多くするため、長時間の残業を行うという労働と生活の毎日となる。

「請負労働者の時給は一〇〇〇円程度。昇給やボーナスは基本的になく、年収は二〇〇万円程度だ。ある試算によると、子どもを一人育て上げるのに二〇〇〇万円かかる。ところが非正規雇用者（請負、派遣、パートなど）の生涯賃金は六〇〇〇万円程度で、正社員の三分の一。」（朝日新聞）

3、製造業の偽装請負の実態

トヨタでは、徳島県の部品メーカー「光洋シーリングテクノ」では、正社員四〇〇人に、請負労働者二〇〇人が働いていた。請負労働者の労働組合が正社員化を求めて闘争。労働局からの改善命令もあって、五九人を正社員とすることを決めた。二九人については派遣契約に切り替え、一〇〇人については、正常な請負契約とすることになった。(九月二日朝日)

トヨタ車体精工(愛知県)では、労働災害が起こったが、トヨタ車体、請負会社「大起」とも労災隠しを行う。偽装請負であることも明らかになり、労働局指導で、八月一日から請負から派遣に切り替え、八月末に派遣労働者を契約社員に直接雇用することになったが、告発した労働者二人をはずすという不利益扱いをおこなっている。(九月一日朝日)

人材会社社員のメーカー会社出向(日野自動車)トラック製造大手の日野自動車(トヨタ子会社)が、実態は労働者派遣なのに出向契約を装う「偽装出向」で、人材会社から約一〇〇〇人の労働者を自社工場に受け入れ、働かせていたことがわかった。東京労働局は職業安定法(労働者供給事業の禁止)に違反するとして指導。これを受けて日野は九月一日、すべての出向労働者を派遣に切り替えた。(一〇月一日朝日)

松下電器では、松下プラズマディスプレイ(茨木市)が昨年七月まで偽装請負を行っていた。労働局の指導をうけ、派遣契約に切り替え、製造業の派遣は一年後直接雇用を申し込む義務が発生するため、請負に戻そうと松下の社員を請け負い会社に出向させ、指揮命令にあたるという偽装出向を行っていた。出向社員の給与や社会保険料は松下側が請負料金を割り増す形で実質的に肩代わりしている。労組も認めていたのである。この偽装出向は、大阪労働局の示唆とも言われている。

昨年九月に生産開始した松下プラズマディスプレイ尼崎工場は、請負ではなく、派遣を採用した。尼崎工場は昨年九月、正社員二五〇人、派遣労働者九〇〇〜一〇〇〇人の体制で生産を開始し、今年二月に兵庫県に補助を申請した。兵庫県は「正社員六人」と「派遣労働者二三人」の計二四二人を県内在住と認め、三月末に二億四五四〇万円を交付した。

生産を開始した時点で、松下プラズマディスプレイは、尼崎工場の派遣を一年以内にすべて請負に切り替える計画を作り、派遣元に伝えていた。派遣労働者を一年以上使えば直接雇用を申し込むことが法律で義務づけられているからとみられる。計画通り、今年七月末までに三分の一を請負に切り替えた。兵庫県の雇用助成策の対象者は、数カ月でほとんどいなくなる。

キャンニンググループでは、請負労働者が約一万五〇〇〇人、派遣労働者は約七五〇〇人いる。合計すると、キャンニング本社の正社員約二万二〇〇〇人に匹敵する規模だ。子会社の大分キャンノン(大分県国東市)では、約千人の正社員に対し、約四〇〇〇〇人の請負労働者が働いている。グループでは偽装請負が相次いで発覚。子会社のキャンノン

フアインテック（茨城県常総市）やキャノン化成（茨城県つくば市）、大分キャノンなどが、○四年以降、労働局から指導を受けた。本体でも昨年一〇月に文書指導を受け、法令順守の徹底が求められていた。年内をめどに請負業者との契約を見直して派遣に切り替えるなど、偽装請負の完全解消をめざした対策に取り組む。グループ全体で二万人以上いる請負や派遣労働者のうち、数百人を正社員に採用する方針だ。（七月三十一日朝日）

4、東京ユニオン、キャノンへ正社員化申し入れ

キャノンの工場で働く人材会社の請負労働者が、違法な「偽装請負」の状態で働かされてきたとして、労働組合を結成し、一八日、正社員として雇用するようキャノンに申し入れた。キャノンで一〇年働いている労働者もいるといい、「正社員になって、いいものづくりをしたい」と訴えている。宇都宮光学機器事業所でレンズの製造などに携わる四人が一八日昼、労働組合東京ユニオンのメンバーとともに、東京都大田区のキャノン本社を訪れ、要求書を会社側に手渡した。要求書によると、組合に入ったのは一七人。一七人は、今年五月までの一年間は派遣労働者として働いたが、それ以外の期間は、キャノンから製品の生産を請け負った人材会社の労働者として働いた。ところが、その間も、「実際はキャノン側の指揮命令を受ける偽装請負が続いていた」という。

偽装請負は実質的には派遣状態とみなされる。一七人は一年以上働いているので、労働者派遣法で定めるメーカー側の直接雇用の申し込み義務が適用されると主張している。

キャノンで六年半働いているという男性（三一）は「世界一のレンズを自分たちが造っているという誇りがある。できることなら正社員になってこれからもそれを造り続けたい」と述べた。

キャノンでは、宇都宮工場や子会社の大分キャノンなどで偽装請負が発覚し、労働局から昨年文書指導を受けた。今年八月には「外部要員管理適正化委員会」を設置し、年内をめどに偽装請負の解消を目指している。（一〇月一八日朝日）

5、偽装請負会社は

実態は労働者派遣なのに、請負契約を装う違法な「偽装請負」を繰り返していたなどとして、大阪労働局は、一〇月三日、製造請負大手の「コラボレート」（大阪市北区）に対し、労働者派遣法に基づき、事業停止命令を出した。（一〇月四日朝日）

こんなでたらめも 東京都内の人材派遣業者や請負業者がハローワークに求人申し込みを行う際、派遣先や発注元の企業を偽っていたケースが、今年三月以降分だけで五〇〇件以上あったことがわかった。東京労働局は一七日、派遣・請負業者に対し、求人申し込みの際は派遣先や発注元との契約書を提示するよう求める通知を出した。（八月一七日朝日）

（武庫川ユニオン）

◇読者からのおたより◇

地域切り捨て 日本郵政公社は、六月二八日、郵便物の収集・配達、貯金や保険の集金を行う四六九六の集配郵便局のうち一〇四八局で集配などの廃止を盛り込んだ郵便局再編計画を発表しました。郵便局のサービスの大幅な低下を招く計画に多くの地方自治体から反対や中止要請の決議が次々とあがっています。再編計画は、過疎地にある集配業務をおこなう郵便局を「窓口」のみの配置として配達や貯金・保険の集金については三〇〇五〇キロも離れた郵便局に集約して日々そこから配達や集金に出かけるというものです。配達の遅れや高齢者の安否確認等の低下は避けられません。また、土・日曜や時間外の窓口サービスも廃止され、不在のため郵便局に留め置かれた小包や書留は夜間や土・日曜に取りに行けなくなりです。(郵政労働者)

編集部より 効率化はムダを省くこと。資本にとってムダとは利潤を生まぬ資本投資。JRだって、NTT、JT、そして自治体とみんな同じです。

消えた年収約十万円! 都庁職のビラは、8・8 国人勸が公務員労働者の反対を押し切り、政府の狙う改悪どおり、官民比較方式(百人企業↓五〇人企業へ)の改悪で、一人当たり約十万円の損失(月例金五万七千四百七十七円プラス一時金四万二千七百七十八円〓九万九千九百二十五円)が生じたと報じた。十月には都人勸が出る。都庁・二十三区労働者の正念場だ。都労連は九月二十二日(金)第二波決起集会と早朝宣伝。(東京・Y)

退職 小生、六月三十日をもって郵便局を退職しました。御誌とは、長いおつきあいをして来ました。郵政事業も、省、事業庁、公社、〇七年十月より四分割の株式会社に移行します。私自身は一組員として三六年間全うしたつもりです。いつか、東京へ出る機会があれば滝野さんにお会いできればと思っています。(宇和島市・楠 利夫)

編集部より 上京の際には必ず声をかけて下さい。約束です。

まちがい? 第九七八号一四頁の「古田敏彦」は武彦のミスではないのですか。九月一六日渋谷勤福にも出掛けたが滝野さんを見かけなかった。帰りは増田さんと常磐線で。十月一日には太田さんの金町トークショウ!(茨城・H)

編集部より おつしやるとおりです。確認忘れしました。ゴメン!

署名活動 十月一日、九条フェスタに参加しましたら、紫金草の仲間とともに国鉄の署名活動をされておられました。社会通信記事で知りたいと思います。(茨城・W)

編集部より とり組みの資料ありがとうございます。今後ともよろしく!

「景気回復」そして貧困 日頃の御健筆に感謝しています。悪政のかぎりをつくした小泉前首相から亜流の安倍内閣が誕生しましたが、ブッシュの目線による政治が一層強化されるだけです。景気回復が報道されていますが、貧困に追いやられるのが実感です。(名寄市・高齢者S)

編集部より 米国の中間選挙でブッシュは死に体化。民主党がどのくらい勝つのかにもよりますが、対イラク、対テロ戦争の「政策転換」がおこなわれるかが注目点。再開の方向に舵を切った六ヶ国協議にも影響しますよね。さあ安倍、中川、麻生どうする。と同時に、日本の国民は?

会員百人達成 熟年者ユニオン結成から七年。学習会の開催や市民への呼びかけビラ宣伝、高齢者福祉切り捨てに反対の街頭ビラ・署名活動、サンドイッチマンデモの実施など市民への訴えが共感を呼び、会員も徐々に拡大し、十月に目標の百人に達しました。(熟年者ユニオン)

編集部より オメデトウ! ニュースいつも生き生きしてらっしゃるもの。さらに「健闘を。」

「四国共闘」合宿 四国に常駐してから、毎年十二月に合宿を行っています。今年は十二月二〜三日です。今回の合宿ではオホーツク連帯する会の仲間が参加してくれることになりました。せっかく北海道から来ていただくのだからと、キャラバンでつながった近隣の共闘の方にもご案内を差し上げました。(徳島・中野勇人)

編集部より いい試みですよね。行きたいんですけどね。盛会祈ります。

知事逮捕 前福島県知事が逮捕されました。共産党を除くオール与党の中で政治は汚れ切ってしまいました。社民党までも「与党なりたがり」病になったことが大きな原因と思っています。自民は腐敗に反省もなく、これを機に原発にクールな対応した前知事から原発賛成へ、若い女性弁護のオブラートでかくして登場をたくらんでいます。これは阻止しなければなりません。(福島・T)

編集部より 福島について和歌山でも。石川五右衛門の言葉が思い出されますね。